## 別表第2 (第3条関係)

	分類
(1) 刑法第95条、第152条、第235条、第243条(第235条に係る部分に限る。)、第247	E
条、第250条(第247条に係る部分に限る。)、第256条第2項又は第261条に規定す	_
る罪に当たる行為	
(2) 刑法第175条第1項(物の頒布に係る部分に限る。)、第2項(所持に係る部分に	F
限る。)、第254条又は第263条に規定する罪に当たる行為	_
(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条(第3項に係る	Е
部分を除く。)又は第11条に規定する罪に当たる行為	
(4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定す	F
る罪に当たる行為	
(5) 臘虎膃肭獣猟獲取締法第5条(第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部	F
分に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(6) 印紙等模造取締法第2条(第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限	F
る。)に規定する罪に当たる行為	
(7) 産業標準化法第78条第3号に規定する罪に当たる行為	F
(8) 外国為替及び外国貿易法第69条の6 (第2項第1号に係る部分を除く。)、第69	Е
条の7第1項第3号から第5号まで又は第70条第1項第6号(貴金属の輸出又は	
輸入に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(9) 外国為替及び外国貿易法第71条第1号(貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限	F
る。)に規定する罪に当たる行為	
(10) 文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	Е
(11) 関税法第108条の4第2項、第3項、第5項、第109条又は第112条に規定する	Е
罪に当たる行為	
(12) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項、第3項(第2項に係る部分に限	Е
る。)、第31条の3第3項第1号、第2号、第4項(第3項第1号、第2号に係	
る部分に限る。)、第31条の4第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)、第3	
1条の7第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)、第31条の8、第31条の9	
第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)、第31条の11第1項第1号、第2	
号、第2項、第31条の12(第31条の2第2項に係る部分に限る。)、第31条の13	
(第31条の2第2項に係る部分に限る。)、第31条の15、第31条の16第1項第1	
号、第2号、第3号、第2項又は第31条の17第1項(第31条の2第2項に係る	
部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(13) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17(第1項に係る部分を除く。)、第31条の18	F
第1号、第32条第1号、第4号、第5号又は第33条第1号に規定する罪に当た	
る行為	
(14) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号(第22条の2第1項に係る部分に限る。)	G
に規定する罪に当たる行為	

(15) 特許法第196条の 2 (第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	Е
(16) 実用新案法第56条(第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、 輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	Е
(17) 意匠法第69条の2 (第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	Е
(18) 商標法第78条の2 (第37条の譲渡、輸入若しくは所持する行為に係る部分又は 第67条の譲渡、輸入若しくは所持する行為に係る部分に限る。) に規定する罪に 当たる行為	Е
(19) 電気用品安全法第57条第3号(販売に係る部分に限る。)に規定する罪に当た る行為	F
(20) 印紙税法第22条第3号(第16条の販売又は所持に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	F
(21) 著作権法第119条第2項第3号(第113条第1項第2号の申出に係る部分を除く。)、第120条の2第1号(譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。)、第5号(第113条第8項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。) 又は第6号(第113条第10項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	Е
(22) 著作権法第121条又は第121条の2 (頒布又は所持に係る部分に限る。) に規定 する罪に当たる行為	F
(23) 郵便切手類模造等取締法第2条(第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	F
(24) 消費生活用製品安全法第58条第1号(第4条第1項に係る部分に限る。) に規 定する罪に当たる行為	F
(25) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第10条第1号(第5条の販売 又は授与に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(26) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第57条の2 (第12条第 1項又は第15条第1項に係る部分に限る。) に規定する罪に当たる行為	Е
(27) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第58条第2号(第17条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(28) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第63条第6号(第21条 第3項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	G
(29) 不正競争防止法第21条第2項第1号(第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、 引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。)、第3号(第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。)又は第7号(第16条又は第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	Е
(30) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像 に係る電磁的記録の消去等に関する法律第3条又は第4条に規定する罪に当た る行為	Е

(31) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関す	Е
る法律第7条第2項、第3項(所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。)、第6	
項又は第7項(所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる	
行為	
(32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条第1項第4号(第	F
25条第1項又は第26条第1項に係る部分に限る。) 又は第84条第1項第5号(第	
16条第2項又は第27条の譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分	
に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(33) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条(第3条に係る部分に限る。)	F
に規定する罪に当たる行為	
(34) 消費者安全法第51条第1号(第41条第1項の譲渡又は引渡しの禁止に係る部分	Е
に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(35) 古物営業法第31条に規定する罪に当たる行為	Е
(36) 古物営業法第32条又は第33条(第5号(第21条の7の規定による警察本部長等	F
の命令違反に係る部分に限る。)を除く。)に規定する罪に当たる行為	
(37) 古物営業法第34条第1号、第2号又は第35条(第1号(第10条の2第2項の規	G
定違反に係る部分に限る。)を除く。)に規定する罪に当たる行為	
(38) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条、第5条の2、	Е
第5条の3又は第8条に規定する罪に当たる行為	
(39) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(38)までに	Н
掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるもの	
に限る。)	
(40) (1)から(39)までのいずれかに掲げる法令違反行為(罰金以上の刑が定められ	当該法令
ている罰則の適用があるものに限る。)を教唆し、若しくは幇助する行為又は当	違反行為
該行為を教唆する行為	に係る分
	類と同一
	の分類